

2026年4月30日

土地収用法第28条の2の規定に基づくお知らせ

小田急電鉄株式会社

小田急電鉄株式会社が施行する「小田急電鉄総合車両所移転事業（神奈川県伊勢原市神戸字横町地内から同市笠窪字中瀬地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農道付替工事」について、令和8年4月17日土地収用法の規定による事業認定の告示がありました。

土地収用法第28条の2の規定に基づき、土地所有者及び関係人の皆様に、次の事柄についてお知らせいたします。

1 事業の認定の告示があった土地

神奈川県伊勢原市神戸字横町、同市串橋字廣田、字下り道、字前田、字中瀬及び字清水並びに同市笠窪字中瀬及び魚板橋地内

（注）この土地を表示する図面は、伊勢原市都市部都市政策課をご覧ください。

2 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

3 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

4 損失補償の制限について

土地所有者又は関係人は事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ神奈川県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けることができません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は小田急電鉄株式会社が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう小田急電鉄株式会社に対し請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを小田急電鉄株式会社に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせて行わなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望される時などは、直接神奈川県収用委員会あてにすることができます。

8 パンフレットの配布について

「補償等についてのお知らせ」のパンフレットは、事前に下記のお問い合わせ先にご連絡いただき、郵送または、小田急電鉄株式会社海老名本社（住所：神奈川県海老名市めぐみ町2番2号 VINA GARDENS OFFICE 6階）にてお渡しいたします。

9 その他

ご不明な点については、下記のお問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

**【お問い合わせ先】**

小田急電鉄株式会社 小田急お客さまセンター（営業時間9時～17時）

電話番号 044（299）8200 音声ガイダンス3番

以 上